

グリーンチャンネル放送番組の編集の基準

平成23年10月1日（全部改正）

平成26年1月6日（一部改正）

一般財団法人 グリーンチャンネル

当財団は、公共性を有する放送事業者として、言論及び表現の自由を守り、また、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊重し、法と秩序を遵守して、社会の信頼にこたえるために、下記基準に沿って番組を編成、制作並びに放送するものとする。
また、放送番組審議会の意見を尊重し、放送番組の充実に努めるものとする。

記

1. 人権

- ①基本的人権を尊重する。
- ②人命を重視し、個人・団体の名誉、プライバシーを尊重する。
- ③人種、性別、職業、境遇、信条を如何なる理由でも差別しない。

2. 法と政治

- ①民主主義の精神に立ち社会秩序を尊重する。
- ②順法の精神を尊び、非社会的行為を肯定的に取扱ったり、いたずらに不安を煽ったりしない。
- ③政治及び意見の分かれる社会問題については、できるだけ多くの角度から論じ、公正な立場を守る。
- ④国際親善を害する虞のある問題については、その取り扱いに注意する。
- ⑤人種、民族、国家に関するを取り扱う場合は、その感情を尊重する。

3. 宗教

信教の自由や各宗教・宗派の立場を尊重し、公正な取り扱いを行う。

4. 家庭と社会

- ①家庭生活、社会秩序や公序良俗を乱すような思想や言動を肯定的に取り扱わない。
- ②犯罪や暴力行為等、反社会的団体や反社会的行為を如何なる場合も肯定的に取り扱わない。

- ③迷信、占い、運勢判断及びこれらに類するものを断定的並びに肯定的に取り扱わない。
- ④児童及び青少年の人格形成に対する影響を考慮し、健全な精神を尊重させるよう配慮する。

5. 報道

ニュース報道に当っては、事実に基づいて報道し、公正でなければならない。

6. 表現

- ①分かり易く適切な言葉と文字を用いるよう努める。
- ②著しく不快な感じや嫌悪感を与えるような表現や内容には格別に配慮する。
- ③いたずらに人心に不安・動搖を与える過度の表現や内容を排する。
- ④性に関する事柄は、未成年者に配慮のうえ、いたずらに嫌悪感をもたらさないようにする。

7. 広告

- ①広告を放送するに当たり、真実を伝え、視聴者に利益をもたらし、健全な社会生活に役立つものを放送する。
- ②広告は視聴者に誤解を与えないもの、社会的常識を持ったものを取り扱う。 ③広告は広告主を明らかにし、責任の所在を明確にする。

8. 訂正

番組の内容が真実と相違していることが明らかになったときは、すみやかに取り消し、または訂正する。

附則 この番組基準は、平成26年1月6日から施行する。